（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八　（略） 二十九　抗ネオセルフβ^{2}グリコプロテインⅠ複合体抗体検査 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不育症（流産（化学流産以外のものに限る。）の既往歴（二回以上のものに限る。）を有するものに限る。） ロ　施設基準 (1)　主として実施する医師に係る基準 ①　専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。 ②　産婦人科専門医であること。 (2)　保険医療機関に係る基準 ①　産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜（ぼう）していること。 ②　実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。 ③　医療機器保守管理体制が整備されていること。 ④　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。 ⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。 ⑥　検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であって、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百六十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～八十四　（略） 八十五　メロキシカム 八十六　モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。） 八十七～八十九　（略） 九十　ラベプラゾール 九十一～九十四　（略）	一～八十四　（略） （新設） （新設） 八十五～八十七　（略） （新設） 八十八～九十一　（略）

○厚生労働省告示第百六十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～八十七　（略） 八十八　メロキシカム 八十九　モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。） 九十～九十三　（略） 九十四　ラベプラゾール 九十五～九十八　（略）	一～八十七　（略） （新設） （新設） 八十八～九十一　（略） （新設） 九十二～九十五　（略）

○農林水産省告示第八百五十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第五百六十五号）（ＪＡＳ　〇五六五）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年六月二十九日から施行する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○経済産業省告示第八十一号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条を実施するため、工業用水道料金算定要領（平成二十五年二月十九日経済産業省告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和七年五月三十日から施行する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　基本原則 一　（略） 二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に	第一　基本原則 一　（略） 二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に